

佐賀県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年一月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥 栖線	鳥栖市平田町字東前三〇一一番地先 から 鳥栖市平田町字平田原一一四四番一 地先まで	平成二五・一・七